

平成十四年三月二十九日提出
質問 第五四号

自動車、自動二輪車の盗難防止、被害対策に関する質問主意書

提出者 東 祥 三

自動車、自動二輪車の盗難防止、被害対策に関する質問主意書

近年、二輪車を含む自動車の盗難認知件数が増加している。輸入大型二輪車だけでも購入金額にして年間五億円以上の損害と言われ、国内の自動車、自動二輪車輻を合わせれば相当な額になると推測する。更に盗難保険による保険金の支払いは年間五〇〇億円にもものぼる。警察活動の努力により検挙数、還付数の増加に対し敬意を表すると共に、犯罪手口がますます多岐に渡っていること、所有者の自己防衛により盗難を未然に防いでいることがあまりにも多数に及ぶ現状を鑑みると、国民の生命と財産を守るために、効果のある早急な対策を講じる必要があると考え、以下の通り質問する。

一 昨年二月から実施されている、税関と警察との密接な連絡・協力体制による盗難車輻の輸出阻止の対策は如何に機能し効果をあげたのか。また今後如何に取り組むのか。

二 高額自動車、及び二〇〇万円を超える様な高額の自動二輪車の盗難が多発している実状と組織犯罪の現状、及びこれに対する具体的な防止策の検討状況を問う。

三 盗難車輻の車体番号と同じ番号が記載されたインボイスがタイ国内で発見された。発行元は日本国内の業者である。車体番号を改ざんせず、国外で売買される事例が多いのではないかと推測する。このような事

例の詳細を把握しているか。またこれを未然に防ぐ為に講じる対策は如何。

四 国内における輸入大型二輪車市場の実情から、国内所有者が日本から海外へ転売することは極めて少ないと考える。よって殆どは盗難で海外に流出していると推測するが現状認識を問う。

五 車輛は高額な資産であり、盗難車輛の殆どが所有者に戻っていない現状を考えると、機動性のある有効な捜査（指紋採取も含む）が求められると思うが如何。

六 自動車窃盗犯に対する量刑の妥当性について改めて検討をすべきであると考えが見解を問う。

七 平成七年の輸出貿易管理令の改正で輸出承認書取得が撤廃となつて以来、盗難車が容易に海外へ持ち出されている現状を考えると、新たな法規制が必要と思うが見解を問う。

八 中古自動車等の輸出申告に際して、不正輸出できない通関上の手続審査を強化、整備することが急務と考えるが如何。

九 陸運支局は車輛履歴データを、警察、税関から照会依頼があつたとき対応することは可能か。

十 国内で流通する国産車・輸入車の履歴を、製造会社、あるいは輸入販売会社等に管理責任を付与し、海外へ持ち出す際、これらが発行する証書が必要とする、という仕組みを作ることが必要と考えるが見解を

問う。

右質問する。